

住居確保給付金のしおり

離職によって住居を失われた又はそのおそれのある方へ

社会福祉法人 山陽小野田市社会福祉協議会
地域生活支援センター

1 住居確保給付金とは

離職者等により経済的に困窮し、住居を失われた又はそのおそれのある方に対し家賃を支給するものです。就労支援も実施し、住居及び就労機会の確保に向けた支援を行います。

【支給額】 月収が下記に示す基準額以下の場合に①に示す金額を上限とし、家賃の実費分（管理費、共益費は除く）を支給します。

ただし、基準額を超える収入がある世帯については、②の式により算出した金額を支給します。

【基準額】

単身世帯 7.8 万円、 2 人世帯 11.5 万円、 3 人世帯 14.0 万円、 4 人世帯 17.5 万円、
5 人世帯 20.9 万円、 6 人世帯 24.2 万円、 7 人世帯 27.5 万円

①上限額 [単身世帯：30,000 円] [2 人世帯：36,000 円]
[3 人～5 人世帯：39,000 円] [6 人世帯：42,000 円]
[7 人以上世帯：47,000 円]

②基準額を超える収入がある世帯の家賃支給額

支給額＝家賃額（当該世帯の【上限額】）－（月収－当該世帯の【基準額】）

【支給期間】 原則 3 か月

【支給方法】 家主又は不動産媒介業者等へ直接支払います。（この方法以外の支給はしません）

2 支給には次のような要件があります

申請時に以下の要件すべてに該当する方が対象となります。

- (1) 離職等により経済的に困窮し、住居を失われた方又はそのおそれのある方
- (2) 申請日において、65 歳未満であって、かつ、離職等の日から 2 年以内の方
- (3) 離職前に、主たる生計維持者であった方（離職前には主たる生計維持者ではなかったが、その後、離職等により、申請時に主たる生計維持者になっている場合も含む）
- (4) ハローワークに求職申し込みをし、誠実かつ熱心に常用就職を目指した就職活動を行える方
- (5) 申請者及び申請者と生計を一にする同居の親族の月収の合計額が次の金額未満であること
【単身世帯】 78,000 円＋家賃額（上限 30,000 円） 【2 人世帯】 115,000 円＋家賃額（上限 36,000 円）
【3 人世帯】 140,000 円＋家賃額（上限 39,000 円） 【4 人世帯】 175,000 円＋家賃額（上限 39,000 円）
【5 人世帯】 209,000 円＋家賃額（上限 39,000 円） 【6 人世帯】 242,000 円＋家賃額（上限 42,000 円）
【7 人世帯】 275,000 円＋家賃額（上限 47,000 円）
- (6) 申請者及び申請者と生計を一にする同居の親族の預貯金の合計額が次の金額以下であること
【単身世帯】 468,000 円 【2 人世帯】 690,000 円
【3 人世帯】 840,000 円 【4 人以上世帯】 1,000,000 円
- (7) 【国の雇用施策による給付等】又は【自治体を実施する類似の貸付や給付】を申請者及び申請者と生計を一にする同居の親族が受けていないこと
- (8) 申請者及び申請者と生計を一にしている同居の親族のいずれもが暴力団員でないこと

3 住宅の初期費用及び生活費が必要な方は

賃貸住宅への入居には敷金・礼金等のいわゆる「初期経費」が必要となります。住宅を失われた方又はそのおそれがある方で「初期費用」の支払いが困難な方や、住居確保給付金受給中の生活費が必要な方につきましては、社会福祉協議会の「生活福祉資金（総合支援資金）」を活用することができます。

◆生活福祉資金（総合支援資金）貸付制度

継続的な生活相談・就労支援等と併せて、生活費や一時的な資金を貸し付け、生活の建て直しを支援するための貸付制度です。（※状況により12か月延長可）

- (1) 住宅入居費：40万円以内
- (2) 生活支援費：[単身世帯] 毎月15万円以内（3か月以内）
[2人以上世帯] 毎月20万円以内（3か月以内）
- (3) 一時生活再建費：60万円以内

※貸付利子：連帯保証人を立てる場合 ⇒ 無利子
連帯保証人を立てない場合 ⇒ 年1.5%

4 住居確保給付金支給決定までの生活費が必要な方は

住居を失っている方であって、住居確保給付金を受給するまでの間の生活費が必要な方は、社会福祉協議会の「臨時特例つなぎ資金」を活用することができます。

◆臨時特例つなぎ資金貸付制度

公的給付等による支援を受けるまでの間の当面の生活費に要する費用を貸付：10万円以内

※貸付利子：無利子、連帯保証人不要

5 住居確保給付金の申請に必要なもの

(1) 住居確保給付金支給申請書及び確認書【当センターにあります】

(2) 本人確認書類【次のいずれかをお持ちください】

運転免許証、住民基本台帳カード、旅券、各種福祉手帳、健康保険証、住民票、戸籍謄本等の写し

(3) 離職関係書類

2年以内に離職したことが確認できる書類（離職票等）の写し

※離職票等がない場合は、給与振込が一定時期から途絶えている通帳の写しや離職状況申立書など、離職者であることが確認できる書類。

(4) 収入関係書類

申請者及び申請者と生計を一にしている同居の親族のうち収入があるものについて収入が確認できる書類（給与明細、金融機関の通帳等）の写し

(5) 預貯金関係書類

申請者及び申請者と生計を一にしている同居の親族の、申請日の金融機関の通帳の写し

6 申請から決定までの流れ —住居を失うおそれのある方の場合—

(1) 住居確保給付金の相談・申請（当センターで）

住居確保給付支給申請書に必要な書類を添えて提出してください。

※申請書を提出されますと、次の用紙をお渡しします。

「住居確保給付金支給申請書」の写し	⇒	不動産媒介業者等提示用
「入居予定住宅に関する状況通知書」	⇒	不動産媒介業者等に記載してもらう
「求職申込み・雇用施策利用状況確認票」	⇒	ハローワークに記載してもらう

(2) 求職申込み（ハローワークで）

ハローワークで求職申し込みを行ってください。ハローワークの担当者から他の雇用施策による給付・貸付を受けていないことの確認を受けて、「求職申込み・雇用施策利用状況確認票」に記入してもらってください。

(3) 入居住宅の貸主との調整（家主又は不動産媒介業者等）

家主又は不動産媒介業者等に「入居住宅に関する状況通知書」に必要な事項を記入してもらってください。

(4) 関係書類の追加提出（当センターへ）

次の書類を提出してください。

- ①「求職申込み・雇用施策利用状況確認票」（ハローワーク記入済みのもの）
- ②「求職者受付票（ハローワークカード）」の写し
- ③「入居住宅に関する状況通知書」（家主又は不動産媒介業者等記入済みのもの）
- ④「賃貸借契約書」の写し

(5) 住居確保給付金受給資格の審査・決定（市役所健康福祉部社会福祉課で）

住宅確保給付金の申請に必要な関係書類がすべて提出された段階で審査・決定が行われます。

【受給資格あり】（同時に支給決定です）の場合にお渡しする書類

- ①「住居確保給付金支給決定通知書」 ⇒ 大切に保管してください。
- ②「住居確保給付金支給決定通知書」の写し ⇒ 家主又は不動産媒介業者等へ提出してください。
- ③「常用就職届」 ⇒ 常用就職されたときに使います。
- ④「職業相談確認票」 ⇒ 就職活動の報告に使います。
- ⑤「住宅確保給付金常用就職活動状況報告書」 ⇒ 就職活動の報告に使います。

※住居確保給付金受給中の生活費にお困りの方は、社会福祉協議会の「生活福祉資金（総合支援資金）」の借り入れ申し込みを行うことができます。

【受給資格なし】の場合にお渡しする書類

「住宅確保給付金不支給通知書」 ⇒ 家主又は不動産媒介業者等に掲示して、住居確保給付金を受給できない旨を申し出てください。以下の手続きは不要となります。

7 住居確保給付金受給中の義務

住居確保給付金受給中は、ハローワークの利用、相談員による支援を受け、常用就職に向けた就職活動を行っていただきます。

(1) ハローワークへ

毎月2回以上、ハローワークの職業相談を受けてください。

◆「職業相談票」 ⇒ ハローワークの担当者より必要事項の記入と確認印をもらってください。

(2) 求人先へ

原則週1回以上、求人先への応募又は面接を受けてください。ハローワークにおける活動に限ったものではないので、求人情報誌や折り込み広告なども活用して活動してください。「住居確保給付金常用就職活動状況報告書」に求人票や求人情報誌の該当部分を添付して、活動がわかるようにしてください。

(3) 当センターへ

毎月4回以上、当センターの相談員による面接等を受けてください。

①「職業相談票」 ⇒ 「職業相談票」を提示して、職業相談状況を報告してください。

②「住居確保給付金常用就職活動状況報告書」 ⇒ これを活用し報告してください。

③当センターによる支援プランが策定された場合は、これによる支援を受けてください。

8 常用就職した場合の届け出

- (1) 支給決定後、常用就職（雇用契約において、期間の定めがない又は6か月以上の雇用期間が定められているもの）をした場合は、「常用就職届」を当センターへ提出してください。
- (2) 提出した月の翌月以降、収入額を確認することができる書類を当センターに提出してください。

9 一定の要件を満たせば、延長・再延長が可能です

- (1) 住居確保給付金の受給期間である3か月が終了する際に、一定の要件を満たしていれば、さらに3か月間を2回まで、延長することができます。
《要件》
 - ① 受給中に誠実に就職活動を行っていたこと
 - ② 世帯の収入額と預金額が一定額以下であること
- (2) 住居確保給付金の受給期間の延長を希望される場合は、当初の受給期間の最終月（3か月目）になりましたら、給与明細書や預貯金通帳等、収入額と預貯金額がわかる書類を準備して、当センターへお越しください。
- (3) 再延長を希望される場合は、当センターの指示に従ってください。

10 支給額が変更できる場合があります

次の場合に限り、支給額の変更が可能です。

- (1) 住居確保給付金支給対象住宅の家賃が変更された場合
- (2) 収入があることから一部支給を受けていた方であって、受給中に収入が減少し、基準額以下に至った場合

※ (1)(2)の場合、家賃が変更されたり、収入が減少したことが証明できる書類を当センターへ提出してください。

11 支給を中止する場合があります

次の場合には、支給を中止します。

支給を中止する場合は「住居確保給付金支給中止通知書」を市から当センターを通じて交付します。

- (1) 受給中に常用就職し、就労により得られた月収が2(5)に示す金額以上になった場合
⇒収入が得られた月の翌々月以降の家賃相当額から支給を中止します。
- (2) 7の「住居確保給付金受給中の義務」を怠った場合
⇒事実を確認した月の翌月から支給を中止します。
- (3) 住宅を退去した場合（家主からの要請、当センターの指示による場合を除く）
⇒退去した日の属する月の翌月の家賃相当分から支給を中止します。
- (4) 虚偽の申請等、不適正な受給に該当することが明らかになった場合
⇒直ちに支給を中止します。
- (5) 受給者及び受給者同一の世帯に属する方が暴力団員と判明した場合、禁錮以上の刑に処された場合
⇒直ちに支給を中止します。
- (6) 受給者が生活保護費を受給した場合
⇒生活保護担当部局と調整の上、支給を中止します。

12 住居確保給付金の返還を求める場合があります

住居確保給付金の支給中に、虚偽の申請等、不適正な受給に該当することが明らかになった場合には、既に支給した給付金について市が返還を求める場合があります。

13 住居確保給付金支給を再支給することがあります

住居確保給付金の支給は、原則1人1回です。ただし、住居確保給付金を受け、その結果、常用就職に至ったものの、会社の都合で解雇になった場合や、会社が倒産した場合に限り、2回目の支給を受けることができます。

※あらかじめ雇用期間が決まっていて、更新のないことに合意していた場合は、会社都合の解雇に当たりません。

住居確保給付金の相談・申請窓口

社会福祉法人 山陽小野田市社会福祉協議会（山陽支所）地域生活支援センター

〒757-0005 山陽小野田市鴨庄92番地 山陽総合事務所

TEL 0836-38-8348

FAX 0836-73-2260

Eメール shakyo-sanono.2344@blue.ocn.ne.jp

月曜日～金曜日 8:30～17:15

《お休み》土・日・祝日・年末年始

